## 訪問看護等事業者との確認書

医療的ケア児通学支援事業にかかり、医療的ケア児本人またはその保護者と

住所	
<u></u>	•
訪問看護等事業者	
事業者名	
住所	
電話番号 (担当者:	)

は、以下のことを確認しました。

年 月 日

記

	記	
番号	確認事項	該当に○
1	訪問看護等事業者は、群馬県立学校医療的ケア「主治 医指示書」に記載の医療的ケアを車両内で実施できる。	できる できない
2	訪問看護等事業者は、群馬県立学校医療的ケア「主治 医指示書」に基づき個別医療的ケア計画を作成できる。	できる できない
3	訪問看護等事業者は、群馬県立学校医療的ケア「主治 医指示書」に基づき緊急時マニュアルを作成できる。	できる できない
4	訪問看護等事業者は、学校が求める会議に参加できる。	できる できない
5	訪問看護等事業者は、乗車時から降車時までの医療的 ケア児の健康状態等を日報に記載することができる。	できる できない
6	訪問看護等事業者は、その他、学校が求める書類の作成ができる。(過剰な要求であると訪問看護等事業者が判断する書類については、その都度、学校と協議するものとする。)	できる できない
7	訪問看護等事業者は、医療的ケア児と看護師を輸送するための車両を有している。	ある ない
8	看護師の駐車場は必要かどうか。 (駐車場が必要な場合の登校時駐車場 (近隣有料駐車場の場合、その費用は保護者負担。 下校時は学校指定場所。)	必要 不必要 ( 駐車場 医療的ケア児宅敷地内 その他 ( ) )
9	その他 ・医療的ケア実施場所は、上記住所と通学先(県立の車内です(次ページ参照)。 ・保護者等が、日時と集合場所を伝え、予約します。 ・契約は事業者と学校間で締結します。 ・(	学校)間

通学経路と経路上の医療的ケア実施可能駐停車場所(略地図などで記載)
医療的ケア児輸送時の姿勢等(車椅子と車両の固定以外で、姿勢保持や医療的ケア実施
等で必要な事項について必要に応じて写真等貼付)
The second secon

※ 様式に収まらない事項等、必要に応じて、別紙資料を添付すること。